

# 世田谷区におけるPCR検査体制と社会的検査の概要（まとめ）

世田谷区では、介護事業所等を利用されている方への感染に伴う重症化を避けるため、従来の「感染症の疑いがある有症状の方や濃厚接触者のPCR検査」の拡充に加え、有症状者や濃厚接触者に限らない新たな検査の取組みとして、介護事業所、障害者施設、保育園等で働く職員、特養等の施設入所予定者を対象とする「社会的インフラ（施設利用者の重症化回避や人との密着度が高く、感染が起こりやすいとされる）を継続的に維持するためのPCR検査（社会的検査）」を実施する。

## ①感染症の疑いがある有症状の方や濃厚接触者のPCR検査（従来型検査の拡充）

対象：発熱等有症状のある方または濃厚接触者

規模：1日600件程度

方法：保健所が行う行政検査、医療機関や医師会が行う保険診療によるPCR検査

### 【新規】

○現在運営中のPCR検査実施施設内への検体採取検査機器の設置に向けた検討を進めている。効果として、検査結果の時間短縮化を図る。

事業費見込み：851,691千円（3次補正予算案）

主な内訳：医師・看護師、医師会委託、民間検査機関委託、PCR検査センター維持運営等

## ②社会的インフラを継続的に維持し、重症化を避けるためのPCR検査（新規「社会的検査」）

対象：①介護事業所で働く職員（約12,000人）※特養等の施設入所予定の方を含む

②障害者施設で働く職員（約3,000人）

③保育園・幼稚園で働く職員（約11,000人）

規模：介護事業所から優先的に開始（約26,000人のうち、23,000人分を想定）

※23,000人分を想定（上記対象者の8割（約21,000人）の実施を想定し、さらに緊急対応分（約2,000人）を加算）

介護事業所から優先的に開始し、その後、②障害者施設、③保育園及び幼稚園の順に実施する。なお、特に介護事業所については、利用されている方への感染に伴う重症化を避けるため、サービス種別のうち、複数の事業所から陽性者が発生しているもの（介護老人福祉施設、通所介護等）については、優先的に定期的検査を実施する。

方法：当面は従来型のPCR検査（鼻咽頭拭い1検体ずつ検査）での実施（会場及び施設訪問を想定）

※前鼻腔拭いで自己採取による検査やプール方式は国との協議を経て実施予定

概算経費：4億1,400万円（3次補正予算案）

主な内訳：医師・看護師派遣、検査費用、初期費用、予約システム、検査後における健康観察の調整等  
今後の取組み

9月中旬 第1段階 8月18日厚生労働省通知に基づき、行政検査に位置付けられる可能性の高い事例について介護事業所より先行実施。なお実施にあたっては既存の予算の範囲内で行う。

（想定事例）これまでに介護事業所の職員が陽性となった場合や濃厚接触者には該当しない場合も利用者への感染防止の観点から事業者がPCR検査の受診を希望した場合等を想定

10月～ 第2段階 介護事業所（特養等の施設入所予定の方を含む）における社会的検査

第3段階 障害者施設における社会的検査

第4段階 保育園・幼稚園における社会的検査

※上記第2～4段階においても、特に介護事業所については、利用者への感染に伴う重症化を避けるため、定期的な検査や施設における発症状況により繰り返しの検査を実施。

療養施設の確保や拡大は必要な観点であることから、都と協議し区独自で確保に向けた検討をしている。加えて、感染症拡大防止への対応を優先することから、従来型のPCR検査は実施し、今後の感染状況の推移も見極めながら、状況によっては社会的検査を一旦休止する。